

建築基準法に基づく事務手数料（確認、検査）

種別・規模等				●確認			●中間検査	●完了検査	
				確認申請審査手数料(円)			中間検査手数料 (円)	完了検査手数料(円)	
				構造計算書の 添付を要しない もの	構造計算書の 添付を要するも の	計画変更		中間検査対象で合格証 の交付を受けたもの	中間検査 対象外
建築物 (A:床面積 の合計)	A ≤	30	17,000	18,000	計画変更に かかる部分の 床面積の1/2 により算定 (床面積が増 加する場合 は、増加する 部分の床面 積の合計)	16,000	16,000	19,000	
	30 < A ≤	100	26,000	27,000		24,000	25,000	29,000	
	100 < A ≤	200	37,000	41,000		33,000	30,000	36,000	
	200 < A ≤	300	40,000	46,000		35,000	35,000	39,000	
	300 < A ≤	500	55,000			41,000	43,000	47,000	
	500 < A ≤	1,000	96,000			60,000	62,000	66,000	
	1,000 < A ≤	2,000	150,000			77,000	79,000	85,000	
	2,000 < A ≤	5,000	240,000			130,000	140,000	150,000	
	5,000 < A ≤	10,000	300,000			170,000	180,000	190,000	
	10,000 < A ≤	50,000	470,000			270,000	280,000	290,000	
50,000 < A		790,000		490,000	550,000	560,000			
エレベーター、エスカレーター				27,000	17,000	28,000	30,000	32,000	
小荷物専用昇降機				12,000	6,900	17,000	18,000	18,000	
工作物				25,000	16,000	20,000	27,000	27,000	

特定建築行為部分の加算額

種別・規模等 ※2棟以上の場合、棟ごとに算出して合算				●確認 (仕様基準の評価によるものに限る)		●完了検査		
				住宅部分	計画変更	住宅部分	非住宅部分	複合建築物
建築物 (A:床面積 の合計)	(一戸建ての住宅)			計画変更に かかる部分の 床面積の1/2 により算定 (床面積が増 加する場合 は、増加する 部分の床面 積の合計)	(一戸建ての住宅)			住宅部分と非住宅 部分の合計金額
	A <	200	16,000		4,700			
	200 ≤ A		17,000		4,700			
	(共同住宅又は長屋住宅)				(共同住宅又は長屋住宅)			
	A <	300	27,000		9,400	9,400		
	300 ≤ A <	1,000	40,000		20,000	16,000		
	1,000 ≤ A <	2,000	40,000		20,000	27,000		
	2,000 ≤ A <	5,000	62,000		45,000	81,000		
	5,000 ≤ A <	10,000	79,000		81,000	127,000		
	10,000 ≤ A <	25,000	161,000		129,000	161,000		
	25,000 ≤ A <	50,000	293,000		196,000	201,000		
	50,000 ≤ A		558,000		297,000	282,000		

- 1 移転、大規模の修繕、大規模の模様変え、用途変更の場合は、その部分にかかる床面積の1/2に該当する審査手数料とする。
- 2 構造計算書は、建築基準法施行規則第1条の3表3に定める構造計算書とする。
- 3 中間検査手数料は、中間検査を行う部分の床面積の合計とする。
- 4 特定建築行為部分の加算額は、特定建築行為に係る部分の床面積とする。
- 5 特定建築行為に係る建築物が2以上ある場合の手数料は、建築物ごとの床面積で算定する。
- 6 完了検査は、適合義務の対象となる建築物であれば省エネ適判、仕様基準又は認定通知書等の添付いずれの場合において加算する。